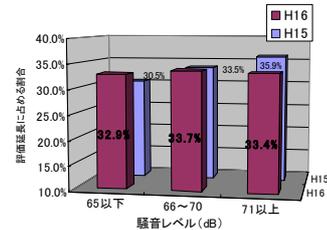


夜間の自動車交通による騒音を低減

全国的に沿道における騒音の状況は改善しているが、三大都市圏における騒音の状況の改善が今後の課題。



(1) 指標の動向

- **対象路線の全延長に対して、夜間の騒音要請限度(=70dB)を達成する延長の占める割合を評価する** (図 7-1)
- **指標の対象路線は、騒音の環境基準の類型指定、あるいは騒音規制法に基づく地域の指定のいずれかの指定がなされている地域を通過する国が管理している直轄国道(約 8,500km)。国土交通省が対象路線の各区間の道路端(官地と民地の境界線)で騒音を調査**
- **夜間騒音要請限度達成率は、平成 16 年度の目標である 65%を達成**
平成 16 年度の目標指標の全国値は 67%となり、全国的に沿道における騒音の状況は改善傾向にある。しかし、非達成区間が依然 3 分の 1 程度残存する他、大都市地域の達成率は全国に比べて約 3 ポイント下回っているなど、大都市地域を中心に全国的になお厳しい状況である。(図 7-2, 3)
- **平成 17 年度は、達成率 68%を目標とし、沿道における生活環境の更なる静穏化を図る**

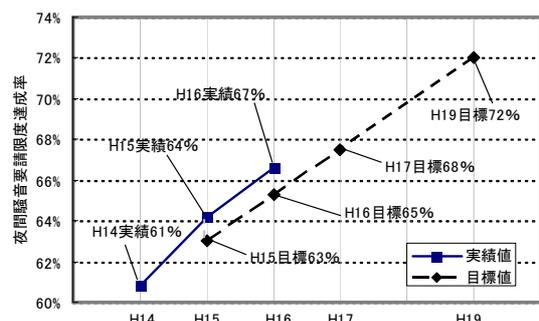
(2) 達成度報告(昨年度の成果)

- **低騒音舗装の敷設等により、夜間騒音要請限度達成率 67%を達成**
平成 16 年度に、新たに低騒音舗装 474km を敷設。平成 15 年度以前の実測時から平成 16 年度の実測時までの間において、新たに低騒音舗装が敷設された地点では、ほぼ全地点で騒音レベルが低下しており、これらの効果もあって夜間騒音要請限度の達成率は平成 16 年度目標の 65%を上回る 67%を達成。(図 7-4)
- **夜間の騒音要請限度を超える区間において複合的騒音対策を実施**
平成 15 年度の調査時点で夜間の騒音要請限度を超えている区間を中心に、低騒音舗装の敷設を実施し、夜間騒音要請限度を超える区間を約 250km 解消。(評価延長に占める割合: 36%→33%)
また、夜間騒音要請限度を大きく上回っている区間を中心に、複合的騒音対策を実施しているが、これらの区間については、低騒音舗装の敷設の効果と合わせた複合的対策の効果が確認されている。

(3) 業績計画(今後の取組み)

- **夜間の騒音の要請限度を超える地域を中心に、低騒音舗装の敷設等を推進**
平成 16 年度の目標を着実に達成していることから、平成 17 年度も引き続き、舗装の打ち換えサイクルを考慮した低騒音舗装の敷設を行い、より効果的な対策の実施に努める。
また、低騒音舗装の敷設のみでは騒音の低減効果が十分ではない区間においては、複合的対策を重点的に実施する等、沿道環境改善事業を継続的に実施する。

平成 15 年度実績	64%	
平成 16 年度	実績	67%
	目標	65%
中期的な目標	平成 19 年度までに約 72%とする	
平成 17 年度の目標	68%	



担当： 道路局 地方道・環境課 道路環境調査室

【環境を改善する ～沿道環境の保全～】

(1) 指標の動向

■環境基準と要請限度

幹線交通を担う道路においては、夜間の環境基準は 65 dB であるが、要請限度（自治体が公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音値）は 70dB である。要請限度を超える地域は、その周辺的生活環境が著しく損なわれていると考えられるため、環境基準の達成に先立ち、早急な対応が必要である。

なお、70dB とは、感覚的には日常生活での電話のベルの音に相当する大きさである。

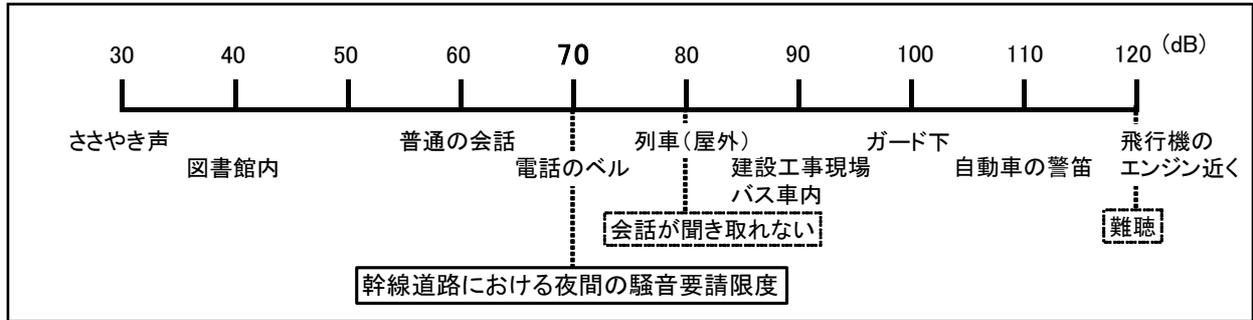


図 7-1 日常生活における感覚的な騒音レベル

■夜間騒音要請限度達成率（全国、地方別）

大都市地域（東京 23 区及び政令指定都市）における夜間騒音要請限度達成率の伸びは 2.8 ポイントであり、全国の達成率の伸び 2.4 ポイントを上回っている。全国での達成率は、大都市地域を約 3 ポイント上回っているが、その差は僅少であり、全国的に厳しい状況であることが分かる。

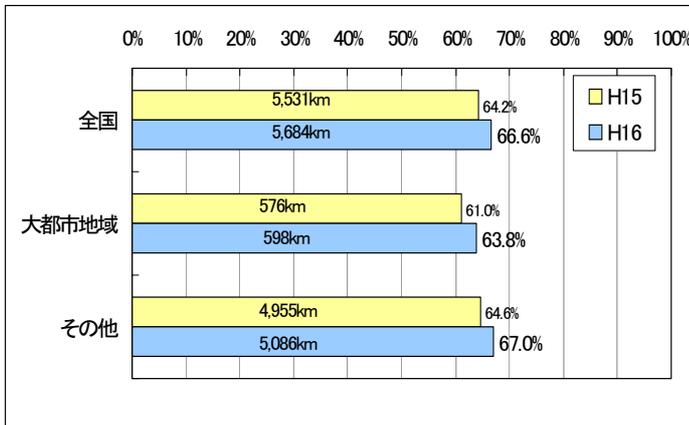


図 7-2 夜間騒音要請限度の達成状況

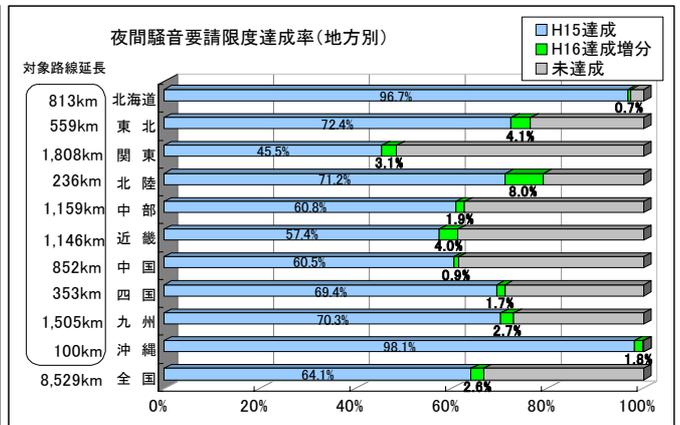


図 7-3 地方別の夜間騒音要請限度の達成状況

(2) 達成度報告（昨年度の成果）

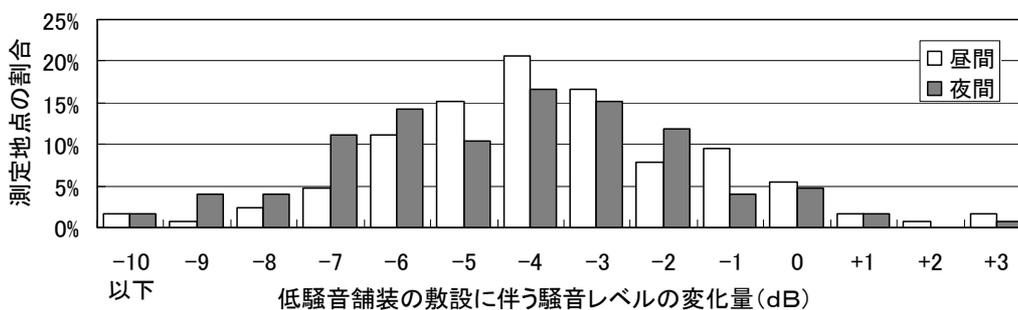
■低騒音舗装の敷設に伴う効果

平成 16 年度に、新たに 474km の低騒音舗装を敷設した。低騒音舗装の敷設による効果を把握するため、平成 15 年度以前の実測時において低騒音舗装が敷設されておらず、平成 16 年度の実測時において低騒音舗装が敷設されている地点を抽出し集計した。

図 7-4 は、平成 16 年度の実測時において前回の実測時点から低騒音舗装の敷設が実施された地点における騒音対策前後の騒音レベルの変化量（騒音低減効果）を示したものである。低騒音舗装の敷設による騒音低減効果は平均して-4dB

前後であるが、対策箇所の約7割において-6dBから-2dBの騒音低減効果が現れている。

なお、騒音レベルが3dB低減することは、その道路における交通量が半減することと同等の効果と見込まれる。



注) 騒音レベルの変化量 = 平成15年度以前の騒音レベル - 平成16年度の騒音レベル

図 7-4 低騒音舗装敷設区間の騒音低減効果の状況

■夜間の騒音要請限度を超える区間で複数の騒音対策を実施

平成 15 年度の調査時点で夜間の騒音要請限度を超えている区間を中心に、低騒音舗装の敷設を実施し、夜間騒音要請限度を超える区間（71dB 以上）を約 250km 解消。評価延長に占める非達成区間延長の割合は、36%から 33%まで低減。

また、夜間騒音要請限度を大きく上回っている区間（交通量が多い、大型車の混入率が高い等）を中心に、複合的騒音対策を実施しているが、このような区間では低騒音舗装による単独対策の一般的効果（約 3dB 低減）を超える効果が確認されている。

例) 一般国道 6 号（東京都葛飾区新宿） 対策：低騒音舗装の敷設（0.36km）、低層遮音壁の設置（0.15km）
平成 15 年度：76dB → 平成 16 年度：72dB（4dB 低減）

(3) 業績計画（今後の取組み）

■夜間の騒音の要請限度を超える地域を中心に、低騒音舗装の敷設等を推進

平成 16 年度は、低騒音舗装の敷設等の騒音対策の実施により、平成 16 年度目標を上回る達成率であった。平成 17 年度も引き続き、舗装の打ち換えサイクルを考慮した低騒音舗装の敷設を行い、より効果的な対策の実施に努める。

また、低騒音舗装の敷設のみでは騒音の低減効果が十分ではない区間において、複合的騒音対策を総合的に実施する等、沿道環境改善事業を継続的に実施する。

【関連する平成 17 年度の主な施策】

- 沿道環境改善事業（騒音対策）の継続実施
舗装の打ち換えサイクルを考慮した低騒音舗装の敷設、環境施設帯の設置、遮音壁の設置 等

(4) バックデータ

【都道府県別の夜間騒音要請限度達成率】

■ トップ5 ■ ワースト5

区分	評価延長	夜間騒音要請限度 達成延長	平成16年度達成率	平成15年度達成率	達成率増分	
単位	km	km	%	%	%	
全国	8,529	5,684	67	64	2.5	
都道府県	北海道	813	791 (1)	97 (5)	97 (4)	0.7 (36)
	青森県	42	41 (44)	99 (3)	92 (5)	7.4 (7)
	秋田県	76	74 (32)	96 (6)	86 (9)	10.4 (4)
	岩手県	107	83 (24)	77 (15)	73 (15)	4.2 (13)
	山形県	73	60 (38)	81 (14)	79 (14)	2.1 (25)
	宮城県	149	98 (21)	66 (25)	64 (23)	1.6 (30)
	福島県	112	73 (33)	65 (28)	63 (24)	1.8 (28)
	東京都	223	105 (18)	47 (42)	35 (46)	12.0 (2)
	神奈川県	252	136 (10)	54 (36)	47 (38)	6.9 (9)
	千葉県	186	103 (19)	55 (33)	47 (38)	7.8 (6)
	埼玉県	270	122 (16)	45 (43)	47 (38)	-1.4 (40)
	茨城県	315	137 (9)	43 (45)	39 (45)	3.9 (15)
	栃木県	76	47 (41)	62 (29)	62 (27)	0.9 (34)
	群馬県	188	76 (30)	41 (46)	42 (43)	-1.1 (38)
	長野県	141	70 (36)	50 (39)	47 (38)	2.4 (21)
	山梨県	164	87 (23)	53 (37)	61 (29)	-8.3 (47)
	新潟県	107	77 (28)	72 (18)	63 (24)	9.0 (5)
	富山県	50	43 (43)	86 (10)	70 (16)	15.3 (1)
	石川県	79	67 (37)	85 (13)	86 (9)	-1.2 (39)
	静岡県	299	215 (6)	72 (18)	70 (16)	1.9 (27)
	岐阜県	391	208 (7)	53 (37)	49 (37)	3.8 (17)
	愛知県	343	245 (5)	71 (22)	69 (20)	2.3 (23)
	三重県	120	54 (39)	45 (43)	50 (36)	-4.8 (44)
	滋賀県	214	77 (28)	36 (47)	33 (47)	3.5 (18)
	京都府	110	72 (34)	66 (25)	60 (31)	5.6 (12)
	大阪府	181	128 (14)	71 (22)	67 (21)	3.9 (15)
	兵庫県	415	284 (3)	68 (24)	61 (29)	7.3 (8)
	福井県	36	18 (47)	49 (40)	42 (43)	6.7 (10)
	奈良県	135	76 (30)	57 (32)	63 (24)	-6.4 (46)
	和歌山県	54	47 (41)	86 (10)	85 (12)	0.8 (35)
	鳥取県	27	27 (46)	99 (3)	99 (1)	0.0 (37)
	島根県	194	106 (17)	55 (33)	52 (35)	3.1 (20)
	岡山県	208	130 (12)	62 (29)	60 (31)	2.3 (23)
	広島県	249	136 (10)	55 (33)	57 (34)	-2.0 (42)
	山口県	174	124 (15)	72 (18)	70 (16)	1.3 (32)
	徳島県	68	51 (40)	74 (17)	80 (13)	-5.9 (45)
	香川県	116	88 (22)	76 (16)	65 (22)	10.7 (3)
	愛媛県	135	78 (27)	58 (31)	60 (31)	-2.3 (43)
	高知県	34	34 (45)	100 (1)	98 (2)	1.6 (30)
	福岡県	415	274 (4)	66 (25)	62 (27)	4.2 (13)
	佐賀県	200	144 (8)	72 (18)	70 (16)	2.4 (21)
	長崎県	87	80 (26)	92 (7)	91 (6)	1.1 (33)
	熊本県	267	130 (12)	49 (40)	46 (42)	2.1 (25)
	大分県	81	72 (34)	89 (9)	86 (9)	3.4 (19)
	宮崎県	89	83 (24)	92 (7)	87 (8)	5.9 (11)
	鹿児島県	366	315 (2)	86 (10)	88 (7)	-1.7 (41)
	沖縄県	100	100 (20)	100 (1)	98 (2)	1.8 (28)